

(別表 1) 主務大臣による輸出証明書の発行等に係る手続

輸出先国及び輸出される食品等の区分ごとに、以下の表に定めるそれぞれの別紙のとおりとする。

(凡例) 主務大臣(主務省令第34条関係)：財務大臣(財)、厚生労働大臣(厚)、農林水産大臣(農)

輸出先国	輸出証明書の発行(法第15条第1項)	適合区域の指定(法第16条第1項)	適合施設の認定(法第17条第1項)
アメリカ合衆国	食肉(別紙US-A1)(厚)	-	食肉(別紙US-A1)(厚)
	-	-	水産物(別紙US-S1)(厚)
	エビ製品(別紙US-S3)(農)	-	-
アルゼンチン	-	-	食肉(別紙AR-A1)(厚)
インド	水産食品(別紙IN-S1)(厚)	-	水産食品(別紙IN-S1)(厚)
	養殖水産動物用飼料・飼料用魚粉(別紙IN-F1)(農)	-	-
インドネシア	水産食品(別紙ID-S1)(農)	-	水産食品(別紙ID-S1)(農)
ウルグアイ	-	-	食肉(別紙UY-A1)(厚)
英国	水産食品(別紙EU-S1)(農)	-	-
	水産物(別紙EU-S2)(農)	-	-
	-	-	ペットフード等(別紙EU-F1)(農)
エジプト	酒類(別紙ZZ-L1)(財)	-	-
欧州連合	-	-	食肉(別紙EU-A1)(厚)
	-	-	食肉製品、乳製品、殻付き卵、卵製品(別紙EU-A3)(厚)

輸出先国	輸出証明書の発行（法第15条第1項）	適合区域の指定（法第16条第1項）	適合施設の認定（法第17条第1項）
	-	-	ゼラチン・コラーゲン（別紙EU-A4）（厚）
	水産食品（別紙EU-S1）（農）	水産食品（別紙EU-S1）（農）	水産食品（別紙EU-S1）（農）（厚）
	水産物（別紙EU-S2）（農）	-	-
	-	-	ペットフード等（別紙EU-F1）（農）
オーストラリア	-	-	食肉（別紙AU-A1）（厚）
	酒類（別紙ZZ-L1）（財）	-	-
カナダ	牛肉（別紙CA-A1）（厚）	-	牛肉（別紙CA-A1）（厚）

輸出先国	輸出証明書の発行（法第15条第1項）	適合区域の指定（法第16条第1項）	適合施設の認定（法第17条第1項）
シンガポール	-	-	食肉（別紙SG-A1）（厚）
	-	-	食肉製品（別紙SG-A2、ZZ-A1）（厚）
	酒類（別紙ZZ-L1）（財）	-	-
スイス	水産食品（別紙EU-S1）（農）	-	-
	水産物（別紙EU-S2）（農）	-	-
タイ	-	-	豚肉（別紙TH-A2）（厚）
	-	-	青果物（別紙TH-P1）（農）
大韓民国	水産食品（別紙KR-S1）（厚）	-	水産食品（別紙KR-S1）（厚）
	酒類（別紙ZZ-L1）（財）	-	-
台湾	-	-	牛肉（別紙TW-A1）（厚）
	-	-	食肉製品（別紙TW-A3、ZZ-A1）（厚）
	貝類（別紙TW-S1）（農）（厚）	-	-
中華人民共和国	水産食品（別紙CN-S1）（厚）	-	水産食品（別紙CN-S1）（厚）
	活水産物（別紙CN-S2）（農）	-	-
	さけ類（別紙CN-S3）（農）	-	-
	たばこ（別紙CN-L1）（財）	-	-

輸出先国	輸出証明書の発行（法第15条第1項）	適合区域の指定（法第16条第1項）	適合施設の認定（法第17条第1項）
	酒類（別紙ZZ-L1）（財）	-	-
ナイジェリア	水産食品（別紙NG-S1）（農）	-	水産食品（別紙NG-S1）（農）
ニュージーランド	二枚貝（別紙NZ-S1）（農）	-	-
ノルウェー	水産食品（別紙EU-S1）（農）	-	-
ブラジル	-	-	牛肉（別紙BR-A1）（厚）
	水産食品（別紙BR-S1）（厚）	-	水産食品（別紙BR-S1）（厚）
	水産食品（別紙BR-S2）（農）	-	-
	清涼飲料水（別紙BR-V1）（農）	-	-
	酒類（別紙ZZ-L1）（財）	-	-
ベトナム	水産食品（別紙VN-S1）（厚）		
香港	牛肉（別紙HK-A1）（厚）	-	牛肉（別紙HK-A1）（厚）
メキシコ	水産食品（別紙MX-S1）（厚）	-	-
モロッコ	酒類（別紙ZZ-L1）（財）	-	-
ロシア	酒類（別紙ZZ-L1）（財）	-	-
まぐろ類条約等加盟国	まぐろ類（別紙ZZ-S2）（農）	-	-
南極海洋生物資源管理委員会締約国	めろ（別紙ZZ-S3）（農）	-	-

輸出先国	輸出証明書の発行（法第15条第1項）	適合区域の指定（法第16条第1項）	適合施設の認定（法第17条第1項）
複数国向け	輸出証明書発給システム（ZZ-01） （農）	-	-
	放射性物質関連（ZZ-02）（農）	-	-
	自由販売証明（食品）（別紙ZZ-01、ZZ-03）	-	-
	政府間の取り決めによらない輸出食品（別紙ZZ-04）（厚）	-	-
	自由販売証明（飼料等）（別紙ZZ-01、ZZ-F1）	-	-
	第三国由来水産動物等（別紙ZZ-S5） （農）	-	-
	試験研究用水産動物（別紙ZZ-S6） （農）	-	-

(別表2) 都道府県知事等による輸出証明書の発行等に係る手続

輸出先国及び輸出される農林水産物又は食品の区分ごとに、以下の表に定めるそれぞれの別紙のとおりとする。

(凡例) 主務大臣(主務省令第34条関係)：財務大臣(財)、厚生労働大臣(厚)、農林水産大臣(農)

輸出先国	輸出証明書の発行(法第15条第2項)	適合区域の指定(法第16条第2項)	適合施設の認定(法第17条第2項)
アメリカ合衆国	-	-	水産物(別紙US-S1)(厚)
	エビ製品(別紙US-S3)(農)	-	-
	錦鯉(別紙ZZ-S4)(農)	-	-
アラブ首長国連邦	牛肉(別紙AE-A1)(厚)	-	牛肉(別紙AE-A1)(厚)
	錦鯉(別紙ZZ-S4)(農)	-	-
アルゼンチン	食肉(別紙AR-A1)(厚)	-	-
アルメニア	牛肉(別紙RU-A1)(厚)	-	-
イスラエル	錦鯉(別紙ZZ-S4)(農)	-	-
インド	水産食品(別紙IN-S1)(厚)	-	水産食品(別紙IN-S1)(厚)
	錦鯉(別紙ZZ-S4)(農)	-	-
インドネシア	牛肉(別紙ID-A1)(厚)	-	牛肉(別紙ID-A1)(厚)
	錦鯉(別紙ZZ-S4)(農)	-	-
ウクライナ	錦鯉(別紙ZZ-S4)(農)	-	-
ウルグアイ	食肉(別紙UY-A1)(厚)	-	-

輸出先国	輸出証明書の発行（法第15条第2項）	適合区域の指定（法第16条第2項）	適合施設の認定（法第17条第2項）
英国	食肉（別紙EU-A1）（厚）	-	-
	ケーシング（別紙EU-A2）（厚）	-	-
	食肉製品、乳製品、殻付き卵、卵製品（別紙EU-A3）（厚）	-	-
	ゼラチン・コラーゲン（別紙EU-A4）（厚）	-	-
	水産食品（別紙EU-S1）（厚） 5-2、6-2	-	-
	錦鯉（別紙ZZ-S4）（農）	-	-
欧州連合	食肉（別紙EU-A1）（厚）	-	-
	ケーシング（別紙EU-A2）（厚）	-	ケーシング（別紙EU-A2）（厚）
	食肉製品、乳製品、殻付き卵、卵製品（別紙EU-A3）（厚）	-	-
	ゼラチン・コラーゲン（別紙EU-A4）（厚）	-	-
	水産食品（別紙EU-S1）（厚） 5-2、6-2	水産食品（別紙EU-S1）（農） 9	水産食品（別紙EU-S1）（厚） 6-1-1、7-1
	水産物（別紙EU-S2）（農）	-	-
	錦鯉（別紙ZZ-S4）（農）	-	-
	水産物（ZZ-S1）（農）	-	-
オーストラリア	食肉（別紙AU-A1）（厚）	-	-
カザフスタン	牛肉（別紙RU-A1）（厚）	-	-

輸出先国	輸出証明書の発行（法第15条第2項）	適合区域の指定（法第16条第2項）	適合施設の認定（法第17条第2項）
カタール	食肉（別紙QA-A1）（厚）	-	食肉（別紙QA-A1）（厚）
	錦鯉（別紙ZZ-S4）（農）	-	-
カナダ	水産動物等（別紙CA-S1）（農）	-	-
カンボジア	錦鯉（別紙ZZ-S4）（農）	-	-
キルギス	牛肉（別紙RU-A1）（厚）	-	-
シンガポール	食肉（別紙SG-A1）（厚）	-	-
	食肉製品（別紙SG-A2）（厚）	-	-
	家きん肉、家きん肉製品及び家きん卵製品（別紙SG-A3）（厚）	-	家きん肉、家きん肉製品及び家きん卵製品（別紙SG-A3）（厚）
	食用フグ（別紙SG-S1）（厚）	-	-
	錦鯉（別紙ZZ-S4）（農）	-	-
	水産物（ZZ-S1）（農）	-	-
スイス	食肉（別紙EU-A1）（厚）	-	-
	水産食品（別紙EU-S1）（厚）（農） 5-2、6-2	-	-
	錦鯉（別紙ZZ-S4）（農）	-	-
スリランカ	錦鯉（別紙ZZ-S4）（農）	-	-
タイ	牛肉（別紙TH-A1）（厚）	-	牛肉（別紙TH-A1）（厚）

輸出先国	輸出証明書の発行（法第15条第2項）	適合区域の指定（法第16条第2項）	適合施設の認定（法第17条第2項）
	豚肉（別紙TH-A2）（厚）	-	-
	-	-	青果物（別紙TH-P2）（農）
	錦鯉（別紙ZZ-S4）（農）	-	-
大韓民国	-	-	殻付き家きん卵（別紙KR-A1）（厚）
	-	-	畜産加工品（別紙KR-A2）（厚）
	水産動物等（別紙KR-S2）（農）	-	-
	水産物（ZZ-S1）（農）	-	-
台湾	牛肉（別紙TW-A1）（厚）	-	-
	乳、乳製品、殻付き家きん卵、卵製品（別紙TW-A2）（厚）	-	-
	食肉製品（別紙TW-A3）（厚）	-	-
	貝類（別紙TW-S1）（厚）（農）	-	-
	水産動物等（別紙TW-S2）（農）	-	-
	水産物（ZZ-S1）（農）	-	-
中華人民共和国	乳及び乳製品（別紙CN-A1）（厚）	-	-
	水産食品（別紙CN-S1）（厚）	-	水産食品（別紙CN-S1）（厚）
	活水産物（別紙CN-S2）（農）	-	-

輸出先国	輸出証明書の発行（法第15条第2項）	適合区域の指定（法第16条第2項）	適合施設の認定（法第17条第2項）
	さけ類（別紙CN-S3）（農）	-	-
	水産物（別紙ZZ-S1）（農）	-	-
	錦鯉（別紙ZZ-S4）（農）	-	-
トルコ	錦鯉（別紙ZZ-S4）（農）	-	-
ナイジェリア	錦鯉（別紙ZZ-S4）（農）	-	-
ニュージーランド	牛肉（別紙NZ-A1）（厚）	-	-
	二枚貝（別紙NZ-S1）（厚）	-	-
ノルウェー	食肉（別紙EU-A1）（厚）	-	-
	錦鯉（別紙ZZ-S4）（農）	-	-
バーレーン	牛肉（別紙BH-A1）（厚）	-	牛肉（別紙BH-A1）（厚）
フィリピン	牛肉（別紙PH-A1）（厚）	-	牛肉（別紙PH-A1）（厚）
	錦鯉（別紙ZZ-S4）（農）	-	-
ブラジル	牛肉（別紙BR-A1）（厚）	-	-
	水産食品（別紙BR-S2）（農）	-	-
ブルネイダルサラーム	錦鯉（別紙ZZ-S4）（農）	-	-
ベトナム	食鳥肉（別紙VN-A1）（厚）	-	食鳥肉（別紙VN-A1）（厚）

輸出先国	輸出証明書の発行（法第15条第2項）	適合区域の指定（法第16条第2項）	適合施設の認定（法第17条第2項）
	食肉（別紙VN-A2）（厚）	-	食肉（別紙VN-A2）（厚）
	水産食品（別紙VN-S1）（厚）	-	水産食品（別紙VN-S1）（農）
	錦鯉（別紙ZZ-S4）（農）	-	-
ベラルーシ	牛肉（別紙RU-A1）（厚）	-	-
ペルー	錦鯉（別紙ZZ-S4）（農）	-	-
香港	食肉（別紙HK-A2）（厚）	-	食肉（別紙HK-A2）（厚）
	-	-	殻付き家きん卵及び卵製品（別紙HK-A3）（厚）
	アイスクリーム類等（別紙HK-A4）（厚）	-	-
	乳、乳飲料、クリーム（別紙HK-A5）（厚）	-	-
	モクズガニ（別紙HK-S1）（農）	-	-
マカオ	牛肉（別紙MO-A1）（厚）	-	牛肉（別紙MO-A1）（厚）
	豚肉（別紙MO-A2）（厚）	-	-
	家きん肉（別紙MO-A3）（厚）	-	家きん肉（別紙MO-A3）（厚）
マレーシア	牛肉（別紙MY-A1）（厚）	-	牛肉（別紙MY-A1）（厚）
	畜水産食品（別紙MY-S1）（厚）	-	-
	錦鯉（別紙ZZ-S4）（農）	-	-

輸出先国	輸出証明書の発行（法第15条第2項）	適合区域の指定（法第16条第2項）	適合施設の認定（法第17条第2項）
南アフリカ共和国	錦鯉（別紙ZZ-S4）（農）	-	-
ミャンマー	牛肉（別紙MM-A1）（厚）	-	牛肉（別紙MM-A1）（厚）
	錦鯉（別紙ZZ-S4）（農）	-	-
メキシコ	牛肉（別紙MX-A1）（厚）	-	-
	水産食品（別紙MX-S1）（農）	-	-
モーリシャス	錦鯉（別紙ZZ-S4）（農）	-	-
モロッコ	錦鯉（別紙ZZ-S4）（農）	-	-
リヒテンシュタイン	食肉（別紙EU-A1）（厚）	-	-
ロシア	牛肉（別紙RU-A1）（厚）	-	-
まぐろ類条約等加盟国	まぐろ類（別紙ZZ-S2）（農）	-	-

(別表3) 登録認定機関による適合施設の認定の発行等に係る手続

輸出先国及び輸出される農林水産物又は食品の区分ごとに、以下の表に定めるそれぞれの別紙のとおりとする。

(凡例) 主務大臣(主務省令第34条関係)：財務大臣(財)、厚生労働大臣(厚)、農林水産大臣(農)

輸出先国	適合施設の認定(法第17条第3項)
アメリカ合衆国	水産食品(別紙US-S2)(農)
インドネシア	水産食品(別紙ID-S1)(農)(厚)
ウクライナ	水産食品(別紙UA-S1)(農)(厚)
オーストラリア	水産食品及び養殖等用飼料(別紙AU-S1)(農)
ナイジェリア	水産食品(別紙NG-S1)(農)(厚)
ブラジル	水産食品(別紙BR-S1)(農)(厚)
ロシア	水産食品(別紙RU-S1)(農)(厚)